

熊生環第 8 3 1 号
令和元年 9 月 1 3 日

放射性同位元素等の運搬の届出等に関する事務取扱要領の制定について（通達）

放射性同位元素等の運搬の届出等に関する事務の取扱いについては、「放射性同位元素等の運搬の届出等に関する事務取扱要領の制定について（通達）」（昭和 5 6 年 1 2 月 3 日付け熊保第 2 6 3 8 号。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 1 5 号）が施行され、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 6 7 号）等の関連法令が改正されたことに伴い、別添のとおり「放射性同位元素等の運搬の届出等に関する事務取扱要領」を制定し、令和元年 9 月 1 3 日から施行することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、本通達の施行をもって廃止する。

別添

放射性同位元素等の運搬の届出等に関する事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）、放射性同位元素等の規制に関する法律施行令（昭和35年政令第259号）及び放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令（昭和56年総理府令第30号。以下「内閣府令」という。）に基づく、放射性同位元素等の運搬の届出等に関する事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 届出の受理

- 1 法第18条第5項の規定による放射性同位元素又は放射性汚染物（以下「放射性同位元素等」という。）の運搬の届出は、警察本部生活環境課長（以下「生活環境課長」という。）が受理するものとする。
- 2 生活環境課長は、提出された放射性同位元素等運搬届出書（内閣府令別記様式第1。以下「届出書」という。）2通の記載内容等について届出者と面接し、これを確認した上で受理しなければならない。
- 3 生活環境課長は、届出書を受理するに当たっては、警察本部の地域課長、交通規制課長、高速道路交通警察隊長及び警備第二課長に届出書の内容を通知し、運搬の危険性、地域性又は時機的な特殊事情等について協議するものとする。
- 4 生活環境課長は、受理した届出書の1通には、届出を受理した旨を記載して、届出者に交付しなければならない。
- 5 生活環境課長は、届出書の提出期日（内閣府令第2条第3項各号に定める日をいう。）後に当該届出書に係る運搬に関する相談を受けた場合において、急を要するやむを得ない理由があると認められるときは、当該事業者から運搬を予定する日時、経路、輸送物等を聴取の上、届出書の提出期限を定め、運搬が安全に行われるよう調整を図るものとする。この場合において、運搬が2以上の都道府県にわたることとなるときは、関係公安委員会に連絡するものとする。

第3 指示書の作成

警察本部生活安全部長（以下「生活安全部長」という。）は、第2の3の規定による協議の結果を検討し、放射性同位元素等の運搬に伴う災害等を防止するために必要があると認めるときは、運搬の日時、経路及び内閣府令第3条第1項各号に掲げる事項について、放射性同位元素等運搬指示書（内閣府令別記様式第2。以下「指示書」という。）を作成するものとする。

第4 指示書の交付

- 1 生活安全部長は、内閣府令第3条第3項の規定により指示書を交付するときは、届

出書の見やすい箇所に「指示あり」と朱書きし、当該届出書とともに交付するものとする。

- 2 生活安全部長は、内閣府令第3条第3項の規定による指示書の交付に当たっては、届出者に対し指示の趣旨を十分説明するとともに、指示書の内容を運搬従事者に周知徹底するよう指導しなければならない。

第5 報告の受理

警察本部長は、内閣府令第5条第1項各号に掲げる事象が発生したときは、事業者に対しその旨を直ちに電話等により報告をさせ、かつ、当該事象が発生した日から10日以内に文書で次の事項を報告するよう指示するものとする。

- (1) 事象が生じた日時
- (2) 事象が生じた場所
- (3) 事象の状況
- (4) 事象の発生に際してとられた措置

第6 報告徴収

生活環境課長は、指示書の作成のために必要があると認めるときは、法第42条の規定により、次の事項について、書面で報告をさせることができる。

- (1) 工場又は事業所の外における運搬の状況
- (2) 運搬に関し人の障害が発生し、又は発生するおそれがある事故の状況

第7 立入検査

- 1 生活安全部長は、指示書の作成のために必要があると認めるときは、警察署長に法第43条の2の規定による立入検査の実施を指示するものとする。
- 2 1の規定により立入検査の指示を受けた警察署長は、速やかに立入検査を実施し、その結果を放射性同位元素等取扱事業所に対する立入検査実施結果報告書（様式第1号）により生活安全部長に報告しなければならない。

第8 特定放射性同位元素の運搬の届出等の取扱い

特定放射性同位元素の運搬の届出等に関する事務については、特定放射性同位元素の防護の観点から警察本部警備第二課長と調整の上、取り扱うものとする。

第9 関係所属長に対する通知

生活環境課長は、次に掲げるときは、その内容を警察本部の地域課長、交通規制課長、高速道路交通警察隊長及び警備第二課長並びに運搬の経路を管轄する警察署長に通知するものとする。

- (1) 届出書を交付したとき。
- (2) 他の公安委員会から届出書の内容について通知を受けたとき。
- (3) 指示書を交付したとき。

(4) 他の公安委員会から指示書の内容について通知を受けたとき。

第10 届出書の記載事項変更届の取扱い

届出書の記載事項変更の届出（以下「変更届出」という。）を受理する場合は、第2から第9までの規定に準じて措置するものとする。

第11 運搬の経路となる道路等の実態把握

生活環境課長は、放射性同位元素等の運搬の届出に関する事務を適正かつ円滑に処理するため、平素から交通部の関係所属長及び警察署長と連携を図り、通常運搬の経路となる道路等の状況について実態把握に努めるものとする。

第12 簿冊の備付け

生活環境課長は、次の簿冊を備え付け、取扱いの都度所要の事項を記載し、処理の経過を記録しておかなければならない。

- (1) 放射性同位元素等運搬届（変更届）処理簿（様式第2号）
- (2) 放射性同位元素等運搬指示書交付簿（様式第3号）
- (3) 放射性同位元素等使用事業所実態調査表（様式第4号）

第13 留意事項

- 1 届出書を提出する者については、届出内容について熟知し、指示事項についても処理できる者を充てるよう指導すること。
- 2 同一日時、経路の運搬でも車列ごとに届出書を提出させるよう指導すること。
- 3 緊急やむを得ない理由により、届出書の記載事項に変更が生じたときは、直ちに電話等により生活環境課長に連絡し、事後速やかに変更届出を行うよう指導すること。

第14 警察庁等に対する報告等

- 1 生活環境課長は、本県を出発地とする届出書を受理したときは、警察庁及び九州管区警察局に報告するものとする。
- 2 生活環境課長は、運搬中における事故発生の報告を受けたときは、その内容を警察庁、九州管区警察局及び関係管区警察局並びに出発地を管轄する警察本部の担当所属に通知するものとする。

※ 様式（略）